

令和8年度

横浜市立緑小学校

PTAのしおり



目 次

横浜市立緑小学校 P T A 規約		1
横浜市立緑小学校 P T A 慶弔規定内規		6
横浜市立緑小学校 P T A 個人情報保護規定		7
委員登録届例		11
P T A 組織図		12
P T A 活動について		13
P T A のあゆみ		16
加入保険について		19

横浜市立緑小学校PTA規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、横浜市立緑小学校PTAと称し、事務所を緑小学校に置く。

(独立性)

第2条 この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けず、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 学校の財政について直接の責任を負わない。
- (2) 学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

(方 針)

第3条 この会は、任意団体であり、本規約又は内規等によって役員、委員会等の定数が定まっている場合においても、その定数に達しないときは、集まった人数で行える範囲内で活動する。

第2章 目的及び活動

(目 的)

第4条 緑小学校に在籍する全ての子どもの健康と安全、生き生きとした生活を通じた成長を支えることを目的とする。

(活 動)

第5条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- (1) 豊かな学習活動を支える活動
- (2) 登下校の安全に係る活動
- (3) 学校と家庭と地域を繋ぐ活動
- (4) 保護者同士の交流を図る活動

第3章 会 員

(会 員)

第6条 この会は、緑小に在籍する児童の保護者（父母、またはそれに代わる者）と、学校に勤務する教職員をもって組織する。

- (1) 入会は、入会届の提出によって行い、退会は、在籍児童の卒業や転校等のときに退会届の提出又は退会の旨を役員（監事を除く）に連絡することによって行う。
- (2) 会員は、入会の際、委員登録を行うものとする。ただし、登録年度に支障ができた場合には、会員の任意の年度に振り替えるものとする。
- (3) 会員は、それぞれの事情に応じて「委員活動」「さぼーと隊活動」「ボランティア活動」により、PTA活動に参加する。

(会 費)

第7条

- 1 会費は、一世帯月額240円とする。ただし8月は、徴収しない。
- 2 転入及び転出等退会者の会費は、月の在籍が土日を含む15日以上の場合は、会費を徴収し、14日以下の場合は徴収しない。

第4章 役 員

(役 員)

第8条

この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名以内
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 会 計 3名以内
- (4) 書 記 3名以内
- (5) 監 事 2名以内

(役員を選任)

第9条

- 1 役員は、会員の立候補者より現任役員が候補者を選定し、総会によって選任される。
- 2 前項に関わらず、監事は、会員外から選任することができる。
- 3 定期総会により選任されるべき役員候補者は、総会による選任に先立ち会員に周知する。
- 4 前項により周知された役員候補者が、新年度以降総会前までに行った事務は、総会の選任と共に追認されたものとする。
- 5 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第10条

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、会を代表し必要に応じ臨時総会を招集することができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代行を務める。
- (3) 会計は、会の経理を行い、総会の際、収支の報告をする。
- (4) 書記は、総会のほか、各種会議の議事を記録し、各会合の通知をする。
また、各委員会の活動報告書を管理する。
- (5) 監事は、この会の経理及び総会時の開票を監査する。
- (6) 会長、副会長、会計、書記は、役員会を構成員とし、この会の本部として運営に関わる事務を行い、役員（監事を除く）に欠員のあるときは、その役職に係る事務を代行する。

(役員の任期等)

第11条

- 1 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、総会において後任の役員が選任されるまでの間、後任の役員候補者の事務を補佐する。

第5章 総 会

(開催等)

- 第12条 総会は、この会の最高議決機関である。定期総会は、毎年度始めとし、臨時総会は、会長又は会員の10分の1以上の要求により開催する。
- (1) 総会は、提出された委任状を含む全会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
 - (2) 総会の議事は、出席者の過半数で決議され、可否同数の場合は議長に一任する。
なお議長は、会長又はその代行者とする。
 - (3) 第13条(1)に定める事項についての決議は、提出された委任状を含む全会員の3分の1以上の出席のうえ、出席者の3分の2以上による決議を要する。
 - (4) 第13条(2)に定める事項についての決議は、提出された委任状を含む全会員の半数以上の出席のうえ、出席者の3分の2以上による決議を要する。
 - (5) 総会の決議は、招集による方法又は書面（電磁的記録を含む）による方法によって行う。なお、書面（電磁的記録を含む）による方法の場合には、書面等の返信数をもって出席数とする。

(機 能)

- 第13条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 本規約の変更
 - (2) 解散
 - (3) 活動報告及び会計決算報告・監査報告
 - (4) 役員の選任又は解任
 - (5) 活動計画及び会計予算
 - (6) その他この会の運営に関する重要事項

(議決権)

- 第14条 保護者である会員の議決権は、1世帯につき1票とし、教職員である会員については、1人1票とする。

第6章 委員会等組織

(役員会)

- 第15条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、校長、副校長又はこれに代わるべき者をもって構成され、運営委員会で審議すべき事項を決定する。

(運営委員会)

- 第16条 運営委員会は、役員会構成員及び常任又は特別委員会（以下「委員会」と言う。）より出席した者により構成され、次の事項を執行し、活動する。
- (1) 総会で議決された事務を行う。
 - (2) 委員会で立案された事業計画を審議検討する。
 - (3) 総会に提出する議案及び報告書を審議し決定する。
 - (4) 総会の機能には含まれないが、日々の活動に必要な事項について審議する。
 - (5) 特別委員会を設置し、構成員、任務を決定する。
 - (6) 月1回開催されることを原則とする。
 - (7) 会長又は委員会構成員の5分の1が必要と認めたときは、会長が招集する。

(予算企画委員会)

第17条 予算企画委員会は、役員会構成員及び予算を必要とする事業の代表者をもって構成し、次の事項を執行する。

- (1) 新年度の予算を立案する。
- (2) 運営委員会の要請に応じ、補正予算を立案する。
- (3) 委員会には委員長を置き、会長又は会計がこれを務める。
- (4) 立案した予算を運営委員会に報告する。

(常任委員会－校内委員会－)

第18条 この会には、常任委員会として校内委員会を置き、次に例示された事業を行う。

- (1) 懇談会に係る事業
 - (2) 保護者どうしの繋がりを育む事業
 - (3) 給食試食会に係る事業
 - (4) 「教職員紹介号」の発行に係る事業
 - (5) みどりっ子まつりの開催に係る事業
 - (6) PTAの情報を主に会員に向け発信する事業
 - (7) 本部役員の応募者を増やすための事業
 - (8) ボランティアに係る事業
 - (9) その他校内における教育環境を整えるための事業
- 2 各事業は、募集による応募のあった人数で、できることをできる範囲内で行う。
 - 3 委員会内に委員長を置く必要はなく、各事業ごとに必要となるグループを設け、グループ単位の活動を行う。
 - 4 各グループは、校内委員会に委員長を置く場合には委員長、置かない場合には本部と連携し事業を行う。

(常任委員会－校外指導委員会－)

第19条 この会には、常任委員会として校外指導委員会を置き、次に例示された事業を行う。

- (1) 登下校の安全に係る事業
 - (2) スクールゾーン協議会に係る事業
 - (3) 子どもの日常生活での安全を図るため地域との連携に係る事業
 - (4) 古紙回収等に係る事業
- 2 校外指導委員会には、委員長、副委員長又はそれに類する役職を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選によって決める。
ただし事前に募集することを妨げない。
 - 3 校外指導委員は、各地区単位に選出されることが望ましい。
 - 4 校外指導委員会は、本部と連携し事業を行う。

(特別委員会)

第20条 運営委員会が必要と認めたときに設置し、構成員、任務を運営委員会が決定する。予算の必要がない場合には、随時設置することができるものとする。

- (1) 規約等検討委員会
- (2) 周年事業に係る委員会
- (3) その他の必要な委員会

第7章 会計及び会計監査

(会 計)

第21条 この会の経費は、会費、事業収益、および寄付をもって支弁する。

(会計年度)

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(決 算)

第23条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得る。

(会計監査)

- 第24条
- 1 この会の経理を監査するために、監事は会計監査を行う。
 - 2 会計監査は、必要に応じ、臨時会計監査を行うことができる。

第8章 解 散

(解 散)

- 第25条
- 1 この会は、総会による決議のあったとき、解散する。
 - 2 解散とは、専ら前項の場合を指し、本規約に基づいて名称、組織等が改変された場合には、解散ではない。

(残余財産の帰属)

- 第26条
- 1 この会が解散したときに残存する財産は、横浜市立緑小学校（以下「緑小」と言う。）に譲渡するものとする。なお合併等により緑小が存在しない場合には、合併等により緑小を引き継いだ学校に譲渡するものとする。
 - 2 前項の譲渡先が存在しない場合又は事務手続きの都合等により譲り渡すことができない場合には、横浜市に譲渡するものとする。
 - 3 前条第2項の場合は、名称、組織等改変された後の団体がこの会の財産を引き継ぐ。

第9章 雑 則

(細 則)

- 第27条 この会の運営に関し必要な細則は、本規約に反しない限り運営委員会において制定及び変更又は廃止し、次の機会の総会において報告する。

(附 則)

本規約は昭和56年4月1日より施行する。

平成4年3月26日、改正・施行する。

平成12年4月1日、改正・施行する。

平成14年4月1日、改正・施行する。

平成15年4月1日、改正・施行する。

平成16年5月20日、改正・施行する。

平成17年5月23日、改正・施行する。

平成18年5月22日、改正・施行する。

平成22年5月14日、改正・施行する。

平成25年4月1日、改正・施行する。

令和2年8月18日、改正・施行する。

令和4年5月23日、改正・施行する。

令和6年6月21日、改正・施行する。

令和7年6月23日、改正・施行する。

令和8年6月23日、改正・施行する。

慶弔規定内規

見舞金、弔慰金を次のように定める。

- (1) 児童・会員が死亡した場合、以下の金額と花輪または生花を供え、弔意を表す。
 - ・児童、その父母、教職員 10,000円
 - ・職員の両親（義父母も含む）、配偶者、子 5,000円
- (2) 児童、または会員が疾病または負傷し1ヶ月以上入院した場合、見舞金として5,000円を贈る。
- (3) その他会員が災害にあった場合等、特別な事例については、会長の判断に委ねる。

（附 則）

この規約は昭和56年4月1日より施行する。

昭和62年2月6日、改正・施行する。

平成9年4月1日、改正・施行する。

平成14年4月1日、改正・施行する。

平成16年5月20日、改正・施行する。

平成18年5月22日、改正・施行する。

平成19年5月21日、改正・施行する。

平成22年5月14日、改正・施行する。

平成29年5月8日、改正・施行する。

平成30年5月11日、改正・施行する。

横浜市立緑小学校PTA個人情報保護規程

(目 的)

- 第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、横浜市緑小学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
 - (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
 - (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
 - (4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。
 - (5) 運営委員：本会の運営委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
 - (6) 従業者：本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

(責 務)

- 第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報保護管理者)

- 第4条
- ・ 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。
 - ・ 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
 - ・ 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。
 - ・ 代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(利用目的の特定)

- 第5条 本会は、個人情報を取り扱う事業ごとに事前に、収集する個人情報の種類、利用目的利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(個人情報の収集)

- 第6条 本会は、個人情報取得方法を「委員登録届」により収集する。「委員登録届」には個人情報の利用目的、期間を明記し、本人の同意を得る。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

(個人情報の利用の制限)

- 第7条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の管理)

- 第8条 ・個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

- ・本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者への提供の制限)

- 第9条 ・本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ・次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- ・本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者からの提供)

第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の開示請求)

第11条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正または削除請求)

- 第12条 ・ 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- ・ 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

(苦情の処理)

- 第13条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい時などの対応)

- 第14条 ・ 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- ・ 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(説明会)

- 第15条 個人情報保護責任者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定個人情報の取り扱いに関する留意事項について説明会を実施するものとする。

(雑則)

- 第16条 ・ 本規程の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。
- ・ 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、2018年5月14日から施行する。

委員登録届例

新1年生の保護者の皆様へ



横浜市立緑小学校

PTA会長 ○○ ○○

PTA入会届 兼 委員登録届提出のお願い

緑小学校PTAは、保護者教職員による任意団体です。規約第5条に基づき「委員登録制」を取り入れており、児童1名につき1回希望年度に委員として1年間活動していただくようご協力をお願い（強制ではありません）をしています。右の『入会届兼委員登録届』に必要事項と登録年度への○印をご記入のうえ、入学式の日に受付へご提出してください。

- ※ 本届は、PTA入会届を兼ねています。入会届は、今回の提出をもって登録児童在校時、毎年更新されるものとします。
- ※ 既に会費である世帯でも、この届は、児童1名につき1枚 提出してください。
- ※ [会費者]欄には、主にPTA活動をしていただける方を記入してください。
- ※ [兄弟姉妹]欄には、緑小学校在学中の兄弟姉妹のみ記入してください。
- ※ ○を付した年度前になりましたら、その時のご都合に合わせて、委員募集時にご参加ください。ただし地区別に選出され通学時の安全を確保する活動を行う校外指導委員会の定数が不足する場合には、○を付した年度の募集時に連絡する場合があります。
- ※ ご家庭の事情に合わせ、無理のない活動をお願いします。
- ※ 活動内容については、公式インスタグラムにも掲載しています。
- ※ 記入情報は、PTA本部で管理し、PTA活動以外で使用することはありません。
- ※ 記入情報は、登録児童在学中のみ使用します。
- ※ ご提出の際「情報取り扱いの同意」欄への○印を忘れずにお願いします。（情報取扱いに異議がある方は、PTA本部までご連絡ください。）
- ※ 不明点などありましたら、お気軽にお問合せください。

【控え】登録した希望年度を下の欄に控えて保管しておきましょう。

1年生 令和 年度	2年生 令和 年度	3年生 令和 年度	4年生 令和 年度	5年生 令和 年度

PTA会長宛

新入生用

PTA入会届 兼 委員登録届



PTAの趣旨に賛同し、緑小PTAに入会します。
あわせて、委員希望年度を登録します。

令和 7年 4月 入学式日 提出

左記情報取扱いに同意します	はい / いいえ (○をお願いします)
フリガナ	
登録児童名	1年 組
フリガナ	
会 員 名	委員活動する保護者の 名前をご記入ください
住 所	緑区
電 話 番 号	()
兄 弟 姉 妹	現 年 組
兄 弟 姉 妹	現 年 組

■活動くださる予定の年度に○印を記入してください。

1年生 令和 年度	2年生 令和 年度	3年生 令和 年度	4年生 令和 年度	5年生 令和 年度

■緑小PTA本部役員経験済みの方は、経験年度をカッコ内にご記入ください。
()

転入生の保護者の皆様へ



横浜市立緑小学校

PTA会長 ○○ ○○

PTA入会届 兼 委員登録届提出のお願い

緑小学校PTAは、保護者教職員による任意団体です。規約第5条に基づき「委員登録制」を取り入れており、児童1名につき1回希望年度に委員として1年間活動していただくようご協力をお願い（強制ではありません）をしています。右の『入会届兼委員登録届』に必要事項と登録年度への○印をご記入のうえ、緑小2階、PTA会議室前のPTAポストにご提出してください。

- ※ 本届は、PTA入会届を兼ねています。入会届は、今回の提出をもって登録児童在校時、毎年更新されるものとします。
- ※ この届は、児童1名につき1枚 提出してください。
- ※ [会費者]欄には、主にPTA活動をしていただける方を記入してください。
- ※ [兄弟姉妹]欄には、緑小学校在学中の兄弟姉妹のみ記入してください。
- ※ ○を付した年度前になりましたら、その時のご都合に合わせて、委員募集時にご参加ください。ただし地区別に選出され通学時の安全を確保する活動を行う校外指導委員会の定数が不足する場合には、○を付した年度の募集時に連絡する場合があります。
- ※ ご家庭の事情に合わせ、無理のない活動をお願いします。
- ※ 活動内容については、公式インスタグラムにも掲載しています。
- ※ 記入情報は、PTA本部で管理し、PTA活動以外で使用することはありません。
- ※ 記入情報は、登録児童在学中のみ使用します。
- ※ ご提出の際「情報取り扱いの同意」欄への○印を忘れずにお願いします。（情報取扱いに異議がある方は、PTA本部までご連絡ください。）
- ※ 不明点などありましたら、お気軽にお問合せください。

【控え】登録した希望年度を下の欄に控えて保管しておきましょう。

1年生 令和 年度	2年生 令和 年度	3年生 令和 年度	4年生 令和 年度	5年生 令和 年度

PTA会長宛

転入生用

PTA入会届 兼 委員登録届



PTAの趣旨に賛同し、緑小PTAに入会します。
あわせて、委員希望年度を登録します。

令和 年 月 日 提出

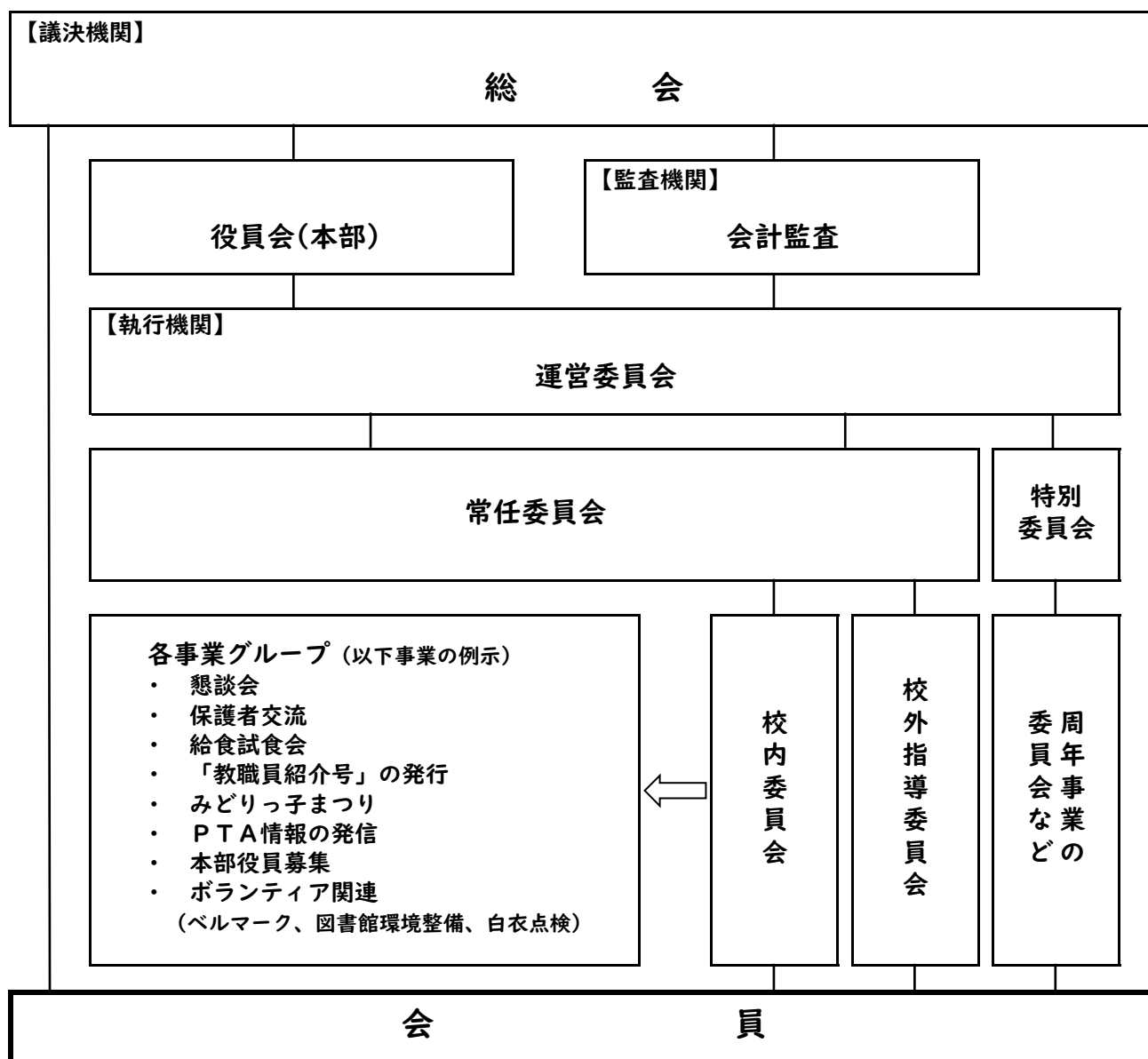
左記情報取扱いに同意します	はい / いいえ (○をお願いします)
フリガナ	
登録児童名	年 組
フリガナ	
会 員 名	委員活動する保護者の 名前をご記入ください
住 所	緑区
電 話 番 号	()
兄 弟 姉 妹	現 年 組
兄 弟 姉 妹	現 年 組

■活動くださる予定の年度に○印を記入してください。

1年生 令和 年度	2年生 令和 年度	3年生 令和 年度	4年生 令和 年度	5年生 令和 年度

■緑小PTA本部役員経験済みの方は、経験年度をカッコ内にご記入ください。
()

【PTA組織図】



※この図は、総会以外の機関について上下関係を示すものではありません。

P T A活動について

〈委員としての活動〉

各委員会へ所属して活動を行う 年間活動のうち3分の2以上の出席を以って、活動済みとみなす。但し、特別な事情により、委員長の了解がある場合はその限りではない。

委員登録について

緑小学校PTAでは、規約に基づき委員登録制を採用しています。

委員登録制とは、希望年度を登録し、一年間委員として活動する制度です。

(1) 登録方法

- ・入学時（または転入時）、委員登録届の希望する年度に○を記入
- ・子ども1人につき1回以上の委員活動をお願いしています。
（強制ではありません。ご無理の無い範囲での活動をお願いします。）
- ・6年生での登録を受け付けていません。
- ・兄弟姉妹の同年登録は不可です。
- ・本部役員、委員長（校外指導、校内、特別）を受けた場合、ご家庭の全児童分の活動をしたものとみなします。
《理由》本部役員、委員長は、比較として負担が大きいため
- ・会計監査は委員登録の回数に含みません。（ただし、さぼーと隊は免除）

(2) 登録変更の方法

登録年度以外で活動したい場合

- ・活動したい年度前の委員募集に応募ください。

登録した年度に活動できなくなってしまった場合

- ・任意の年度に振り替えてください。本部への連絡は不要です。

(3) 委員選出の方法

- ・登録した年度前の委員募集に応募ください。
- ・校外指導委員会については、定数に不足する場合、応募のない場合でも登録年度に活動をお願いする場合があります。
※現在は、お住まいの地区ごとに定数必要なため。

(4) 活動について

- ・委員長の役職を定める必要のない活動の場合、募集に応じてくださった皆様で役割を分担し、誰かに負担の偏ることのないよう活動してください。
- ・必要となる役割は、事業によって異なりますが、最低限必要となる役割は次のとおりです。
 - * 学校や本部とのやり取りを行う役割
 - * 議事進行を行う役割
 - * 記録を残す役割
- ・事業の趣旨にかなえば、前年と同じことを、同じように行う必要はありません。
その年度に集まった人数などによってできることを、できる範囲でお願いします。
- ・判断に迷うことなどあれば、本部役員にご相談ください。

〈会員としての活動〉

さぼーと隊

委員会に所属していない会員は、各家庭で一度ずつを目安に活動する。

年間で1回登録、各委員会とともにPTA活動に参加（主に学校を支援する活動）

内容… ベルマーク集計、旗振り（登校時の見守り）、運動会の受付

地域行事（杉山神社の豆まきなど）のお手伝い など

ボランティア活動

現在さぼーと隊や他活動である活動も、今後ボランティア活動へと移行するものが増えてくると思われます。（現在は、図書館環境整備、白衣点検、ベルマーク仕分けなど）

ボランティア活動は、随時すぐるにて募集をしますが、ご応募のない場合には、応募のないときの活動は、行うことができなくなりますので、積極的なご参加をお願いします。

安全見守り活動

安全見守り活動とは、子どもが登校する日の朝、学校近くの横断歩道に立ち、子どもたちの安全を見守り、声掛けをしていただく活動です。

学年ごとに担当月を設けていますが、他月の参加も可能です。

- (1) 本部担当者が月1回程度『安全見守り活動のお知らせ』を発信します。
- (2) 登校時間（8時05分～8時20分）に行きます。
- (3) 8時の開門と合わせ、昇降口にて旗を取り、名簿に記入し（万が一の際の保険申請のため）三角公園下、旧石屋わきなどの信号にて活動します。
- (3) 大きな声で「おはようございます！」と子どもたちにあいさつし、子どもたちのあいさつを促します。

PTA本部ブログ・Instagram

- ・日々の委員会や本部活動、又地域の催しなどの情報を会員へ向けて発信しています。
- ・特にInstagramは、フォローをお願いします。
- ・両方ともに、あくまでも会員への発信であり、広く一般に向けて発信しているわけではないことにご留意ください。



Instagram



ブログ

緑小学校ホームページの「PTAのページ」

委員選出や定期総会など全会員宛への提供物は、原則ホームページに掲載します。

※状況に応じて紙面提供も行う。

ホームページはPTA本部が管理し、会員は閲覧のみとし、投稿、転載は認められません。

防犯パトロール(下校時の見守り)

防犯パトロールとは、地域全体で子どもたちの下校時の安全を見守るために、PTA全体で自発的に行っている活動です。活動日は、以下のようになっています。

ご予定に合わせ、ご協力ください。

学年	実施日
1年生	毎月5日
2年生	毎月10日
3年生	毎月15日
4年生	毎月20日
5年生	毎月25日
6年生	毎月30日

※土曜・休日・長期休暇はなし

活動方法

お子さんの下校時間に合わせて学校へ行き、お子さんと一緒に帰宅します。

会えない場合もあるので、必ずしも一緒に帰らなければならないわけではありません。

学校からご家庭までちょっと周囲の様子を見ながら下校してください。

兄弟姉妹が在籍している家庭では、どちらの日でも構いません。

パトロールするにあたり、注意すること！

★可能であれば、2人以上でパトロールする（何かあった時、助けを呼べる）

★日傘は周囲の視界を遮るので、控える

★サンダル履きは、逃げられないため避ける

★不審者を見かけたときは、声をかけずに速やかに110番、学校へ連絡する。

（危険なため、絶対に追いかけてたりしないでください。）

★PTA活動で学校へ来たときは、お子様の様子を見に行くことができます。

ただし下記にご注意ください。

・防犯のためにも名札は忘れないようにし、着用をお願いします。

・撮影禁止等の学校内での注意事項をお守りください。

・あくまでも「授業参観ではない日常」であることにご注意ください。

子ども達の気の散ることの無いよう、そーとお願いします。

・各先生からお願いがある場合があります。そのような時は従ってください。

（「今はお控えいただきたい」などのお願いがある場合）

P T Aのあゆみ

年度	PTA会長	規約・制度の制定・改正	行事	その他
	副会長			
昭和 56	金子勝尚	緑小学校PTA規約施行		
	江沢 中込	(会費父150円、母150円)		
57	中込清美	委員登録制導入		登り棒、うんてい設置
	大柳 小葉			緑小回覧、古紙回収実施
58	中込清美	推薦委員会細則改定		
	山野辺 菊池			
59	細島大造		親子レクリエーション	
	植村 田中			
60	細島大造		5周年チャリティ音楽会	
	植村 和田		映画会	
61	村田 等		親子劇場	
	舟木 星			
62	村田 等	慶弔内規改正		
	舟木 渡辺			
63	猿渡一男			日本PTA優良PTA表彰
	春木 宗田			
平成 元	猿渡一男			区P副会長校
	春木 宗田			
2	猿渡一男		10周年記念式典	家庭教育学級
	春木 赤司			
3	中尾栄一	会費 一世帯300円		教育に関する論文で優秀賞
	赤司 中多			学年分科会担当校
4	榎福森雄			家庭教育学級
	中多 久保			
5	榎福森雄	登録制検討委員会開催		
	中多 宮島			
6	上澤健一		親子レクリエーション	
	宮島 菅野		親子劇場	
7	室町 弘		親子まつり	
	永松 中塚			
8	室町 弘			区P組織運営分科会担当校
	清田 村上			家庭教育学級
9	川村順一	慶弔内規追記		
	澤田 長島			
10	川村順一			区P会長校
	相田 宮崎			広報紙文部大臣賞受賞
11	川村順一			広報紙家庭教育新聞社賞受賞
	相田 村田			家庭教育学級

年度	PTA会長	規約・制度の制定・改正	行事	その他
	副会長			
12	相田智子	会費 一世帯350円へ	みどりっ子まつり	区P校外分科会担当校
	秋永 三谷		20周年記念式典	
13	相田智子	規約改正		
	秋永 工藤			
14	工藤元子	規約改正	みどりっ子まつりが学校	区P役員（会計）
	佐々木 長島		とPTAの共催となる	家庭教育学級
15	工藤元子	さぼーと製の導入		緑小はんどぶっく作成
	佐々木 長島	規約改正		
16	工藤元子	規約改正		区P副会長校
	孝志 武貞	慶弔規定内規		優良PTA表彰
		役員等候補者推薦委員会細則		区P保健大会担当校
17	武貞正彦	規約改正（8月分会費除く）		広報紙コンクール特別賞受賞
	孝志 太田	役員等候補者推薦委員会細則		
18	武貞正彦	会費 一世帯300円へ		区P事業研修分科会担当校
	中野 八木下			
19	野澤真二	規約改正		
	中野 田淵	慶弔規定内規		
20	野澤真二			
	田淵 橋口			
21	野澤真二			市P連常置委員担当校
	江川 西田			
22	野澤真二			区P連常置委員担当校
	江川 小林			
23	寺崎美紀			
	玉井 塙			
24	寺崎美紀	会費 一世帯250円へ		区P連校外分科会担当校
	平山 宮島			
25	上田真彦			
	藤原 河合			
26	上田真彦	会議室にてTEL（PHS）導入		
	古江 吉久			
27	上田真彦			
	吉田 須田			
28	田中建一			
	須田 木田			
29	田中建一	会費290円へ		
	関根 川崎	慶弔規定内規（5）削除		
30	田中建一	個人情報保護規約追加	みどりっ子まつりPTA	区P事業研修担当校
	吉田 堤	慶弔規定内規（3）削除	単独開催	優良PTA表彰

年度	PTA会長	規約・制度の制定・改正	行事	その他
	副会長			
令和 元	田中 建一	活動基準の追加		
		本部役員の免除範囲の変更		
	菱沼 角田	PTAナビ発行回数の改定		
		本部ブログ開設		
2	櫻井 正明	PTA規約		
	浅見 小池 佐野	第6条の追加変更		
		第13条の変更		
3	櫻井 正明	委員選出方法の改定	みどりっ子まつり再開	
	五老 菊地 濱崎	PTAのページ追加		
		(緑小ホームページ)		
4	櫻井 正明	第18条の追加変更		
	金子 宮内 前川	さぼーと隊2部制(上期・下期)		
5	櫻井 正明	第2、3、13条の変更		家庭教育学級
	溝呂木 齋藤 上野			PTAみなおす会発足
6	櫻井 正明	規約の全面改訂		家庭教育学級
	深沢 中島 伊東	常任委員会2委員会制(校外指導、校内) 校内委員会の委員応募は完全任意へ		PTAみなおす会
7	櫻井 正明	第7条の変更		
	西上 水谷			

加入保険について

〈加入保険について〉

緑小PTAは、PTA活動中の事故等または子ども達の日常生活における加害事故に対応するため、以下の保険に加入しています。

横浜市PTA連絡協議会 PTA総合補償制度

■ PTA団体傷害保険

PTAが主催・共催する行事中に参加者が事故にあったり、食中毒になったような場合、入院・通院保険金等が支払われます。また、日常のPTA活動中にけがをした場合も同様に補償されます。

■ PTA賠償責任保険

子どもたちの日常生活や、PTA活動に起因する加害事故を補償する制度です。



※詳細は、QRコードよりご覧ください。

または横浜市PTA連絡協議会HPにてご確認ください。

1. 「横浜市PTA連絡協議会」を検索
2. 横浜市PTA連絡協議会HPメニュー
または下部より「市P連補償制度」
3. 市P連補償制度ページの「PTA総合保障制度」

